

認定特定非営利活動法人プレーパークせたがや 「プレパ FUN クラブ」クラブ規約

第1章 (クラブ員の規定)

第1項 「プレパ FUN クラブ」は、当法人の活動趣旨に賛同し、法人運営を支える寄付を毎年定期的に行う個人・団体・企業で構成される。

第2章 (プレパ FUN クラブの活動)

*以下プレパ FUN クラブは「当クラブ」と表記、

*認定特定非営利活動法人プレーパークせたがやは「当法人」と表記

第1項 当クラブは、クラブミーティングを開催する(不定期)

第2項 当クラブ員には、運営事務局が会報・WEB等で当法人の活動内容をお知らせする。

第3章 (事務局)

第1項 当クラブ運営事務局は、プレーパークせたがやの事務局内に設置し、担当者を置き、連絡・管理等を行う。

第4章 (入会)

第1項 当クラブ員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を運営事務局に提出するものとする。

第2項 運営事務局は、入会申込者が本会の目的に賛同する者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

第3項 運営事務局は、下記の理由により、当クラブの入会を拒否できる。

- (1) 反社会的勢力の構成員やその影響下にある個人・団体・企業。
- (2) 反社会的勢力を利用している、または資金等の提供や便宜を供与するなどの関与をしている個人・団体・企業。
- (3) 当法人の活動趣旨に反する行動や活動をしている個人・団体・企業。

第5章 (寄付)

第1項 当クラブ員の当法人への寄付の額は年に1口3,000円以上とし、口数は任意とする。

第6章 (当クラブ員の資格の喪失)

第1項 当クラブ員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 当法人への寄付を2年以上行わなかった場合。
- (4) 除名されたとき。

第7章 (退会及び除名の規定)

第1項 (退会)

当クラブ会員は、退会届を運営事務局に提出して任意に退会することができる。

第2項 (除名)

運営事務局は次の理由に相当する会員を除名する事が出来る。

- (1) この規約第3章2項に抵触したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つける、又は著しく目的に反する行為をしたとき。

(附則) 本規程は2020年12月1日より実施する。